

# 帯広空港航空機騒音に係る環境基準

(昭和60年12月15日施行)

(平成12年12月28日改正)

(平成25年4月1日改正)

帯広空港周辺における、より良い生活環境を保全し、市民の健康の保護に資するため、「帯広空港における航空機騒音に係る必要な措置について」定める。

## 第1 環境基準

帯広空港における環境基準は、環境庁基準（昭和48年12月27日、環境庁告示第154号）により、北海道知事が指定する基準値（単位デシベル）Ⅱの地域であるが、静穏な農村地域である特殊性に鑑み、以下に定める施策によるものとし、将来ともにより良き環境の保持に努めるものとする。

## 第2 環境保全上の施策

帯広空港施設時における公害対策に係る基本的姿勢、並びに市民平等の精神から原則として既定方針を踏襲するものとし、航空路の変更（飛行経路等を含む）、滑走路長の延長、その他必要と認められた場合においてのみ、航空機騒音を測定し所要の措置を講ずるものとする。

### 測定の方法

- (1) 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ $L_{AE}$ ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格Z8731に従うものとする。
- (2) 測定は、屋外で行うものとし、その測定地点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3) 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定地点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4) 評価は、算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ $L_{den}$ ）を算出し、全測定日の $L_{den}$ について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10\log_{10}\left\{\frac{T_0}{T}\left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}}\right)\right\}$$

算式イ

$$10\log_{10}\left(\frac{1}{N}\sum_i 10^{\frac{L_{denj}}{10}}\right)$$

(5) 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

### 第3 測定結果の措置

帯広空港周辺における航空機の騒音により生じた助成及び補償の範囲は、1回を限度とするものとし、次の環境基準により措置する。また、既に移転補償がなされている場合、及び騒音基準対象区域に転入する場合は、対象外とする。

#### （環境基準）

航空機の騒音に係る環境基準は、昭和48・12・27環告154号によるものとするが、帯広空港周辺における環境基準は下記によるものとする。

#### （1）防音助成基準値

52デシベル以上57デシベル未満の家屋	防衛施設周辺住宅防音事業補助金交付要綱に定める。	第Ⅱ工法
57デシベル以上の家屋		第Ⅰ工法

#### （2）移転補償基準値

騒音値57デシベル以上の家屋で移転補償する場合の算定基準は、建物移転補償額算定評価資料（北海道土木部）による実勢方式に準拠するものとする。

#### （住宅の防音工事の助成）

帯広空港周辺における航空機の騒音に起因する障害が著しく上記基準に該当するものとして認められた場合において、その障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うと申し出た場合は、当該住宅について「その所有者、又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者」に対し、その工事に関し、予算の範囲内において助成の措置を講ずるものとする。

#### （移転の補償）

帯広空港周辺における航空機の騒音に起因する障害が特に著しく上記基準に該当するものとして認められた場合において、帯広空港周辺以外（航空機騒音に係る環境基準に達しない地域）の地域に移転し、又は除却すると申し出た場合は、当該地に所属する建物、立木、その他土地の定着する物件の所有者に、当該建物等の所有、及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

なお、既に防音助成がなされている場合は、新たな補償額算出額から既助成額を減ずるものとする。

#### （支払時期）

移転の補償、或いは住宅の防音工事助成については、契約締結時の義務履行の事実が確認された場合において支払うものとする。